

答 申 書

(答 申 第 331 号)

令和 3 年(2021 年) 5 月 24 日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が、職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分等記録等について、その一部を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙 2 のとおり (省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求 (以下「本件開示請求」という。) の内容は、「北海道教育委員会が令和元年 11 月 15 日付けで行った北海道教育庁胆振教育局長の懲戒処分に係る量定 (処分内容) が決定するまでの一連の全文書」である。

北海道教育委員会 (以下「実施機関」という。) は、本件開示請求に対し、対象公文書を別紙 1 の 1 のとおり特定した (以下、別紙 1 の 1 記載の公文書を「本件公文書」という。)

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、別紙 1 の 2 (1)ないし (6) の各表「非開示とした部分」欄に掲げる各情報が、北海道情報公開条例 (平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。) 第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報 (以下「1 号情報」という。) 又は同項第 6 号に規定する非開示情報 (以下「6 号情報」という。) に該当するとして、令和 2 年 5 月 14 日付け教総第 423 号で公文書一部開示決定処分 (以下「本件処分」という。) を行った。

審査請求人 (以下「請求人」という。) は、本件公文書の全てを開示する処分に変更する裁決を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 1 号情報該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

また、「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、社会通念上、他人に知られたいと思うことが通常であると認められる情報をいうとされているが、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員 (以下「公務員等」という。) の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として 1 号情報には該当しないものである。

イ 請求人は、実施機関が 1 号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 懲戒処分を受けた者の職歴については、公務員等の職及び氏名に類する公務員の職務の遂行上の情報であり、通常他人に知られたいと認められるものとはいえず、1 号情報には該当しない。

(イ) 北海道教育庁職員 (以下「教育庁職員」という。) による非違行為について調査が行われ、その内容が報告されたことを示す情報は、当該職員の職務の遂行に係る情報であり、一般的な「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当しない。

また、非違行為についての報告書には、職務の現場において、発生した非違行為の内容及び

その処理経過に関する情報が記録されており、これらの情報は、職務行為そのものの情報である。

なお、懲戒処分等を受ける必要があると評価されたことを被処分者が他人に知られたくないと望んだとしても、それが正当であると認められるものではないため、非開示とした実施機関の判断は違法であると認められる。

ウ 実施機関は、1号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 条例第10条第1項第1号を適用して非開示とした部分は、「訓戒措置の対象となる者の職、氏名、措置内容等」及び「平成26年4月に至るまでの元胆振教育局長の職歴」（「元胆振教育局長」を以下「事故者」という。）である。これらは、いずれも特定の個人であることが明らかに識別される情報又は識別される可能性がある情報に該当し、また、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報に該当するため、1号情報該当性の要件を充足する。

(イ) また、一般に、職歴は、実施機関が、人事管理上保有している身分に関する情報であって、職務の遂行に係る情報には該当しない。

なお、本庁次長相当職の者については、その職責から、本庁課長相当職以降の職を報道発表する際の基礎資料として公にしている。本件処分においても、公にしている職については、開示している。

エ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、別紙1の2(4)の公文書①及び③並びに別紙1の2(5)の公文書③には、事故者以外の訓戒措置の対象者の所属、職、氏名及び処分内容等が記載されていることが認められる。

また、別紙1の2(4)の公文書②及び別紙1の2(5)の公文書①には、事故者に係る職歴が記載されており、本庁課長相当職以降の職は開示されており、それより前の職は非開示とされていることが認められる。

これらの情報は、条例第10条第1項第1号前段に規定する個人の職歴等に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得るものであることが認められる。

そこで、これらの情報が通常他人に知られたくない情報に該当するか否か、以下検討する。

(ア) 訓戒措置の対象者の所属、職、氏名及び処分内容等について

公務員等が懲戒処分や訓戒措置を受けたことは、職務の遂行に関して非違行為等があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた私人としての評価を低下させる情報であって、当該情報は、個人のプライバシーに係る情報として保護されるべきものであると認められる。

(イ) 事故者に係る職歴について

公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等が担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であると解されるところ、当該情報に含まれる職及び氏名については、通常他人に知られたくない情報ではないと解される。そうすると、本件処分において、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる職は、胆振教育局長のみであって、それより前の職については、私人の場合と同様に保護すべきであると認められる。

また、本件処分においては、事故者に係る本庁課長相当職以降の職が開示されているが、本庁次長相当職以上の者については、その職責から、本庁課長相当職以降の職を報道発表する際の基礎資料として公にされているものであるから開示されたと考えられる。

オ したがって、前記エの(ア)及び(イ)の情報は、いずれも1号情報に該当すると認められ、実施機関が非開示としたことは妥当であると判断する。

(4) 6号情報該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、

争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

また、「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとされている。

イ 請求人は、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件処分において実施機関が非開示とした理由としては、「各個人が聴取された調査内容が明らかにされると率直な意見の聴取ができず、それにより調査の協力を躊躇する者が現れることにより正確な調査が実現できない」こととなり、これが著しい困難の要因といえることができる。

(イ) 懲戒処分の過程を開示すると、いわゆる量定までの調査等の経過が明らかにされることになるが、「懲戒処分の指針」（平成17年12月16日北海道教育委員会策定。以下「指針」という。）により、量定の判断基準が公表されている以上、適正な処分を行っていれば、調査の内容を開示したとしても、どの程度の懲戒処分が行われたかはある程度推定されることから、「懲戒処分に係る今後の正確な調査の遂行に著しい困難が生じる」とまではいえない。

ウ 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 教育庁職員による非違行為についての調査は、あくまでも、匿名の投書の内容が真実であるかどうか等を把握することを目的として実施するものであり、調査対象者は、その内容が公開されることを前提に証言しているものではなく、それらが開示されることになれば、調査対象者の信頼を大きく損なうこととなる。

仮に、匿名の投書に関する事項、特に調査の内容を開示することになれば、今後、同種の調査において、職員の特定につながるような情報や職員にとって不名誉な情報など外部に公開されることを欲しない情報は、後日第三者に公開されることを慮って、すべて情報提供を拒否し、又は不正確な情報を提供するようになる蓋然性が高く、当該調査の遂行に著しい支障が生じることは明らかである。

(イ) 指針は、本道における過去の処分例や人事院の指針などを参考に、標準的な処分の量定を示すにとどまるものであり、通常一定の幅のある内容となっている。非違行為の動機及び故意又は過失の程度等を総合的に考慮の上判断し、標準的な例の量定を加重又は軽減し、標準的な例以外の量定の処分も行うこともある。

請求人が求める懲戒処分の過程は、具体的な量定の判断過程に係る情報であり、別紙1の2(4)ないし(6)の公文書に示されている。これらを開示すれば、非違行為について、処分担当課が行う評価の着眼点及び手法の詳細が職員に知られ、自己に不利な評価を受けることを免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。

特に、職員賞罰等審査委員会及び教育委員会に出席した委員の発言内容等については、各委員会において「個人情報保護や率直な意見交換、意思決定の中立性等の観点から公開することが適当でないため」非公開としているものであるところ、発言内容等を開示することとなれば、今後の会議において、委員の自由な発言が抑制されるなど、会議における意思形成に支障が生ずるおそれがあり、ひいては、職員の非違行為の適正な評価が困難となるなどの弊害が生じることは明らかである。

エ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、別紙1の2(1)ないし(3)の公文書は、事故者の非違行為について記載された匿名の投書、投書の内容を職員に確認した調書及び事故者の供述書（以下「投書等」という。）であり、投書の内容が具体的に記載されている。また、別紙1の2(4)ないし(6)の公文書には、懲戒処分事由該当性及び量定の判断経過等並びに各委員会に出席した委員の発言内容等に係る情報（以下「懲戒処分事由該当性等」という。）が記載されていることが認められる。これらの公文書は、実施機関の人事管理上の事務に関し、作成し、又は取得した公文書であり、そこに記載されている情報は条例第10条第1項第6号前段に規定する情報に該当することが認められる。

そこで、これらの情報を開示することにより、人事管理上の事務の将来における公正又は円滑な実施に著しい支障が生じるか否かについて、以下検討する。

(ア) 投書等について

別紙1の2(1)ないし(5)の公文書に記載された投書の内容が、懲戒処分に至る事案の端緒となったように、一般的に、投書等による情報は、組織において極めて重要な情報となり得るものである。そして、投書をする者は、実施機関が投書の内容に関し、調査等を行うことにより事実を確認し、対応等をすることを望んでいると考えられるが、広く公にされることを前提にしたものと認識した上で投書をしているとは考えにくい。同様に、調査対象者に事実の確認をした内容についても、調査対象者は、証言等が広く公にされることを認識して証言しているとは考えにくい。

したがって、投書等が、その一部でも開示されることとなると、非違行為に関する投書自体がされなくなり、又は調査対象者が公にされることを意識して具体的な証言を躊躇する若しくは証言することを回避するなどの非協力的な姿勢をとることにより、人事管理上の事務に関する必要な情報の収集が困難になるおそれがあると認められる。

(イ) 懲戒処分事由該当性等について

懲戒処分事由該当性及び量定の判断経過等については、これを開示することとなると、処分担当課が行う評価の着眼点及び具体的な手法が明らかとなり、今後、同様の事案が生じたときに、非違行為等を行った者が、自己に不利な評価を受けることを免れるための行動を取り、又は態度を示すおそれがあると認められる。

また、各委員会に出席した委員の発言内容等については、これを開示することとなれば、今後の会議において、委員間の自由闊達な議論が抑制されるなど、会議における意思形成に支障が生ずるおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、前記エの(ア)及び(イ)の情報を開示すると、将来の人事管理上の事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがあることが、客観的に認められるため、実施機関がそれらの情報を非開示としたことは、妥当であると判断する。

(4) 一部開示について

ア 条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、同条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

イ 請求人は、調査の正確性を保つためには、開示請求に対して、第三者個人情報である個人名は非開示とし、調査の内容だけを開示すればよく、誰がどのような発言をしたかを判別できないとすれば、今後の同様の調査に著しい困難が生じるとまではいえないと主張しており、個人名を非開示とすることを前提として、調査の内容の一部開示を求めている。

ウ しかしながら、投書等については、前記(3)エで述べたとおり、公にされることを認識して投書がされ、又は証言がなされているとは考えにくく、その一部でも開示されると、人事管理上の事

務に関する情報の収集が困難になるおそれがあると認められることから、当該情報を部分的に開示することはできないと判断する。

また、その他の情報についても、投書の内容や職員の証言と相互に関連性を有する一体不可分な情報として整理されており、開示できる部分はないと判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年9月25日	○ 諮問書の受理（諮問番号 633） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し）の提出
令和2年9月29日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年10月13日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年11月10日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
令和2年12月8日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年1月14日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年3月1日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年4月8日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年5月21日 （第107回審査会）	○ 答申案審議
令和3年5月24日	○ 答申

別紙 1

1 本件処分において、実施機関が特定した対象公文書

- (1) 投書
- (2) 投書に関する事実確認調書
- (3) 供述書
- (4) 決定書「職員賞罰等審査委員会の開催について」（令和元年(2019年)11月13日付け教総第1445号)
- (5) 職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分記録（令和元年(2019年)11月14日開催分）
- (6) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分等について」（令和元年(2019年)11月14日付け教総第1452号)
- (7) 北海道教育委員会会議録（令和元年(2019年)11月15日開催）

2 本件処分において、実施機関が非開示とした部分とその理由

(1) 投書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
全て	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項第6号

(2) 投書に関する事実確認調書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
全て	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号

(3) 供述書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
全て	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号

(4) 職員賞罰等審査委員会分限・懲戒処分記録（令和元年(2019年)11月14日開催分）

	非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
①	「教育庁職員の懲戒処分（案）」表中2行目から6行目までの記述	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号
②	「説明資料1」の「4 事故者の職歴」における1行目から12行目までの記述		

③	「説明資料1」の「9 処分」(3)の記述		
④	「職員賞罰等委員会にお ける質疑について (R1.11.14開催)」表中 の「内容」、「回答」、 「結果」に関する記述	開示することにより、反復又は継 続して行われる同種の事務の将来 における公正又は円滑な実施を著 しく困難にすることが客観的に判 断されるため。	条例第10条第1項第 6号
⑤	「説明資料1」の「5 事故の内容」(1)における 匿名の投書の内容		
⑥	「説明資料1」の「5 事故の内容」(2)及び(3) の記述		
⑦	「説明資料1」の「5 事故の内容」(4)の記述、 「投書内容」及び「職員 の証言」の内容	開示することにより、反復又は継 続して行われる同種の事務の将来 における公正又は円滑な実施を著 しく困難にすることが客観的に判 断されるため。	条例第10条第1項第 6号
⑧	「説明資料1」の「5 事故の内容」(5)における 「職員の証言」		
⑨	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(1)処分基 準における1行目から3 行目までの記述		
⑩	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(2)顧問弁 護士の見解		
⑪	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(3)過去の 処分事例における5行目 30文字目から6行目30文 字目までの記述		
⑫	「説明資料1」の「9 処分」(1)の記述		
⑬	「説明資料1」の「9 処分」(2)における1行目 から10行目32文字目及び 12行目から13行目の記述		

(5) 決定書「教育庁等職員の懲戒処分等について」(令和元年(2019年)11月14日付け教総第1452号)

	非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
①	「説明資料1」の「4 事故者の職歴」における1行目から12行目までの記述	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号
②	「説明資料1」の「9 処分」(3)の記述		
③	「説明資料1」の「5 事故の内容」(1)における匿名の投書の内容	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
④	「説明資料1」の「5 事故の内容」(2)及び(3)の記述		
⑤	「説明資料1」の「5 事故の内容」(4)の記述並びに「投書内容」、「職員の証言」及び「職場内秩序を乱す行為(認定箇所)」の内容		
⑥	「説明資料1」の「5 事故の内容」(5)における「職員の証言」及び「職場内秩序を乱す行為(認定箇所)」の内容		
⑦	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(1)処分基準における1行目から3行目までの記述		
⑧	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(2)顧問弁護士の見解	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
⑨	「説明資料1」の「8 処分の考え方」(3)過去の処分事例における5行目30文字目から6行目31文字目までの記述		
⑩	「説明資料1」の「9 処分」(1)の記述		
⑪	「説明資料1」の「9 処分」(2)における1行目から10行目32文字目及び12行目から13行目の記述		

(6) 北海道教育委員会会議録（令和元年(2019年)11月15日開催）

	非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
①	発言者名（教育長及び事務局職員を除く。）	開示することにより、反復又は継続して行われる同種の事務の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断されるため。	条例第10条第1項第6号
②	1 ページ18行目11文字目から20行目21文字目の記述		
③	1 ページ20行目25文字目から23行目17文字目の記述		
④	1 ページ23行目21文字目から29行目の記述		
⑤	1 ページ30行目31文字目から2 ページ4行目13文字目の記述		
⑥	2 ページ6行目7文字目から14文字目の記述		
⑦	2 ページ13行目16文字目から14行目11文字目の記述		
⑧	2 ページ14行目15文字目から27行目9文字目の記述		
⑨	2 ページ28行目9文字目から30行目9文字目の記述		
⑩	2 ページ30行目17文字目から3 ページ6行目14文字目の記述		
⑪	3 ページ11行目から13行目の記述		
⑫	3 ページ15行目の記述		
⑬	3 ページ17行目から18行目の記述		
⑭	3 ページ20行目から21行目の記述		
⑮	3 ページ23行目から24行目の記述		
⑯	3 ページ26行目の記述		
⑰	3 ページ28行目の記述		
⑱	3 ページ30行目の記述		
⑲	4 ページ2行目から3行目の記述		
⑳	4 ページ5行目の記述		

②①	4 ページ 7 行目 8 文字目 から 15 行目 4 文字目の記 述	開示することにより、反復又は継 続して行われる同種の事務の将来 における公正又は円滑な実施を著 しく困難にすることが客観的に判 断されるため。	条例第10条第1項第 6号
②②	4 ページ 18 行目 25 文字目 から 19 行目 6 文字目の記 述		
②③	4 ページ 20 行目 15 文字目 から 22 行目の記述		
②④	4 ページ 24 行目から 25 行 目の記述		
②⑤	4 ページ 29 行目から 5 ペ ージ 9 行目 6 文字目の記 述		